

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱

(令和元年6月10日告示第9号)

(趣旨)

第1条 本市は、新潟県総合計画（新潟県における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」）及び小千谷市「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する移住・就業支援事業及び起業支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住とは、本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等とは、補助金の対象として新潟県が選定した法人であって、新潟県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金とは、県実施要領に基づき新潟県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、

単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第4条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合は第4号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち通算5年以上の期間において、東京特別区に在住していたこと、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区への通勤をしていたこと。

(イ) 移住する直前の連続した1年以上の期間において、東京特別区に在住していたこと、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区への通勤をしていたこと。この場合において、東京特別区への通勤の期間については、移住する3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に移住したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、移住後3月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他新潟県又は本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務

めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3月以上在職していること。

オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該中小企業等に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件は、移住支援金の申請日から1年以内に起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 2人以上の世帯に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に移住したこと。

エ 申請者を含む世帯員がいずれも、申請時において移住後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、就業証明書(移住支援金申請用)(様式第2号)及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号又は第3号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては同条第4号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」と

いう。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請日から3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再行交付決定及び通知)

第9条 市長は前条に規定する再交付願いを受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 新潟県及び本市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 本市は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第12条 市長は、前条に規定する返還請求があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 市長は、この要綱の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年2月6日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条第1号のアの規定は、この要綱の適用日以降に転入した者に適用し、この要綱の適用日前に転入した者については、なお従前の例による。